

第1章 基本的な考え方

1 現状と課題

(1)人口の推移と少子高齢化

- ・本市の人口は平成42年をピークに150.8万人まで増加
- ・その後、平成62年には141.4万人まで減少
- ・65歳以上の老年人口の割合は平成42年には22.5%へと大きく上昇

(2)経済情勢と財政状況

- ・日本経済は中長期的には生産年齢人口の減少に加えて環境・資源制約などから厳しい環境
- ・国の財政は国及び地方の長期債務残高がGDPの2倍に達すると見込まれるという厳しい状況
- ・本市の市税収入は過去最大の落ち込み以前の水準への回復が見込まれるものの中長期的には大きく増加が見込める状況にはない
- ・人件費は着実に減少しているものの扶助費の増加により義務的経費は増加傾向
- ・減債基金からの借入金の返済が将来的な課題
- ・消費税率引上げや社会保障制度改革の影響を注視していく必要がある

2 策定の方向性

- ・増大・多様化する市民ニーズに的確に対応し、「最幸のまち」を実現していく
- ⇒メリハリのある行財政改革により、効率的・効果的な行政体制や持続可能な行財政基盤を構築し、限られた財源や資源を最大限に活用することが不可欠
- ・これまで本市の行財政改革の取組は総合計画との連携を図りながら進めてきた
- ⇒今後、新たな総合計画の策定に際しては、「対話」と「現場主義」を基本に徹底したプロセス重視と参加手法の積極的導入に向けて十分な期間の確保が必要
- ・一方で、社会状況の変化に対応するため切れ目のない改革を推進することが必要
- ⇒市役所の内部改革については先行して「改革プログラム」を策定し、具体的な取組を計画的かつ着実に推進
- ・市民生活に直接影響がある市民サービスなどについては、改革の目的や効果を明らかにした上で、市民や議会を始めとして、多くの方々の意見を聴きながら見直しを進める必要がある
- ⇒新たな総合計画と連携して計画策定を進める

3 対象期間

- ・平成26年度及び平成27年度の2か年

第2章 多様な行政課題に対応する執行体制の構築

1 民間部門の活用

- ・法令上の制限や市民の生命・安全に関する危機管理・緊急対応の必要性を踏まえながら、行政として直接提供する市民サービスの必要性や市場の成熟度などの社会経済情勢の変化に合わせ、それぞれのサービスにおける「公」の責任や関与を明確化
- ⇒「公」と「民」との適切な役割分担を構築し、民間活力を導入
- ・指定管理者制度については、市民サービスの向上や管理運営経費の縮減などを図っていくように運用を見直し
- 公の施設の管理運営
- 公共サービスの提供等

2 効率的・効果的な執行体制の整備

(1)効率的・効果的な執行体制

- ・民間的な発想により市民感覚を持ちながら新たな行政需要に的確かつ迅速に対応していくための効率的な執行体制を整備
- ・既存の組織についての適正な組織規模や職員配置のあり方を常に検証し、簡素で効率的かつ責任体制を明確にした執行体制を整備

(2)区への分権

- ・身近な課題は身近な所で解決するという「補完性の原則」の観点から、これからの区役所のあり方を明らかにする
- ・自ら課題を解決することができる責任と権限を持った区役所とする
- ⇒予算や権限の移譲を行うなどの更なる権限強化に向けた取組

3 効率的・効果的な行政経営基盤の確立

- 組織力の強化
- 給与制度及び福利厚生制度の見直し
- ICTの活用による行政運営の効率化
- 債権確保策の強化
- 戦略的な資産マネジメント
- 入札・契約制度改革
- 資金の調達と運用の安定化・効率化
- 特別会計の健全化

4 公営企業の経営健全化

- 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業
- 自動車運送事業
- 病院事業

- ・上記1～4の取組を着実に進め、行政需要の増大に的確に対応しながらも、効率的かつ効果的な行政体制の構築に取り組みすることで、結果として、2か年の対象期間で300人程度の職員削減を見込む

第3章 出資法人の経営改善の推進

- ・法人のあり方や事業の必要性を検証
- ⇒設立目的が既に達成されていたり、あるいは事業内容が他の民間事業者と類似していたりする場合には、統廃合を含めた見直しを検討していくとともに、経営改善など自主的な経営に向けた取組を推進

第4章 今後取組を進めるべき課題

1 市民サービスの見直し

- ・これまで計画的に取り組んできた見直しを継続的に進めるとともに、市民や議会を始めとして、多くの方々の意見を聴きながら取組を推進
- ①社会環境の変化に伴う施策の再構築
- ②受益と負担の適正化
- ③多様な主体の連携による地域課題の解決

2 公共施設における効率的な整備手法等の導入

- ・PPPやPFIなど民間活力の導入効果を検証し、積極的に活用
- ・環境への負荷やユニバーサルデザイン、市民利用の利便性にも配慮するとともに、維持管理経費などの将来的な負担を勘案

第5章 財政運営の基本的な考え方

- ・増大し多様化する行政需要に的確に対応し、「最幸のまち」の実現に向けた施策を着実に推進するためには、持続可能な財政基盤の確立が必要であり、中長期的な視点に立った行財政運営を行うことが求められる
- ⇒事務事業の見直しを始めとする改革の取組や施策・事業の重点化等を一層推進するなど、財政健全化に向けた取組を着実に推進

第6章 推進体制と進行管理

- ・市長を本部長とする行財政改革推進本部と、各局区室における行財政改革推進本部を活用
- ・毎年度の取組結果について適切に公表し、市民や議会を始めとして、多くの方々の意見を聴きながら改革を推進